

# 地域でつくる安全・安心な社会 「更生保護」って知ってる？

しあわせ  
“幸福の黄色い羽根”  
犯罪のない幸福な社会を  
願うシンボルマーク

## 1. 安全な社会のため、犯罪や非行をした人の 立ち直りを支える取り組みです。

更生保護は、罪を償い、社会の一員として再出発しようとする人たちを  
指導・援助するなどしてその立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥るのを防いで  
地域の安全を守る制度です。

＊保護司をはじめとした地域の皆さんと  
国が協力して取り組んでいます。

## 2. 「立ち直りを支え、再犯を防ぐ」ことが 地域の安全をまもります。



日本での犯罪の約6割は  
再犯者によるものです。  
立ち直りを支え、再犯を防止することが  
地域の安全につながります。

## 3. 地域の安全をまもるには、 「地域のチカラ」が必要です。

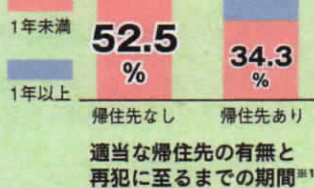
罪を犯した人の立ち直りには、本人の努力はもちろんのこと、  
地域社会の中に彼らの「居場所」と「仕事」を確保し、地域との絆を保つことが重要です。  
「ここにいてもいい」という安心感と、「人の役に立っている」という自信が立ち直りを支えます。



### 「居場所」づくり

「おかえり」が大切。

帰る場所をつくり、「おかえり」と  
迎え入れてあげることで社会から  
の孤立を防ぐことが再犯防止につ  
ながります。



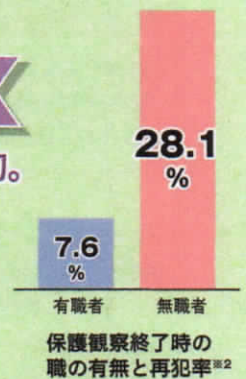
※1 平成24年に刑務所等に再入所した受刑者



### 「仕事」の確保

社会との「つながり」も大切。

仕事があることで、経済的に自立し、  
健全な社会の一員として地域社会と  
「つながる」ことができ、再犯防止に  
つながります。



※2 平成21年～平成25年累計

### 宣言

犯罪に戻らない・戻さない  
～立ち直りをみんなで支える明るい社会～

「地域のチカラ」って？  
詳しくは裏面をチェック



# 立ち直りを支える「地域のチカラ」

罪を犯した人が元々住んでいた街、その家族、取り巻く環境といった、個々の事情を良く知る地域の人々だからこそできることがあります。実際にたくさんの人に関わり、立ち直ろうとする人を支えています。安心・安全な社会を実現するには、こうした更生保護の取組が必要です。地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や、子ども達の健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティアです。



## 協力雇用主

過去に罪を犯したことを承知のうえで雇用し、その立ち直りを支援する事業主です。



## BBS会

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。



## 更生保護施設

刑務所出所後、帰る場所がない人たちに宿泊場所を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。



## 保護司

罪を犯して保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのるほか、時に助言なども行う民間ボランティアです。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。



## 実際どうしているの？

“社会を明るくする運動” 専用サイト「おかえり」では、実際に更生保護活動に携わる方たちのインタビューを掲載しています。ぜひご覧ください！

怖くない？

どうして活動を始めたの？

彼らの暮らしは？

社会を明るくする運動 おかえり

検索

<http://www.kouseihogo-net.jp/okaeri/>



“社会を明るくする運動”にたくさんの人が取り組んでいます。

犯罪や非行のない地域社会を築くために、全国で取り組まれている運動です。犯罪や非行をした人は償いを経て、やがて社会に戻ってきます。過ちを繰り返すことのないよう、立ち直ろうとする人の改善更生について広く理解を得られるよう活動しています。

お問い合わせはお近くの保護観察所まで

保護観察所

検索

法務省では、“社会を明るくする運動”にまつわり地域行事を開催しています。ぜひご参加ください。



法務省保護局 @MOJ\_HOGO  
[https://twitter.com/moj\\_hogo](https://twitter.com/moj_hogo)



Twitterもやってるよ  
更生保護のマスコット「更生ペンギン」

法務省保護局

〒100-8977

東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL 03-3580-4111

人はみな、生かされて生きてゆく。更生保護ネットワーク



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



第66回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

# 「保護観察官による更生保護出張講座」

## 御案内



主催：法務省 ・ “社会を明るくする運動” 中央推進委員会

### メッセージ

犯罪や非行をした人たちもいずれは社会に戻ってきます。犯罪や非行をした人たちが過ちを繰り返すことなく立ち直るためには、本人の強い自覚と努力が必要ですが、それと同時に、地域社会の理解と周囲の人々の支えが不可欠です。

また、近年、犯罪や非行をした人の中には、高齢・障害・心理的な課題を抱え、自助努力だけでは立ち直りが難しく、専門的支援が必要となる人が多くいるなど、福祉等と更生保護の連携の重要性は高まっています。

そこで、主に社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士等の資格者や福祉系養成校の教員・学生等を対象に、最寄りの保護観察所の職員（保護観察官等）が出向いて、現場経験に基づいた「更生保護出張講座」を開催しています。

当講座を希望される方は、まずは最寄りの保護観察所にお電話で問い合わせください。

### 講座の内容等(例)

- 1 更生保護全般について
- 2 更生保護に携わる人々について ～「保護観察官」と「保護司」の仕事とは～
- 3 更生保護ボランティアについて  
～「保護司」「更生保護女性会」「BBS会」「更生保護施設」「協力雇用主」とは～
- 4 犯罪予防活動（“社会を明るくする運動”等）について 等

### 講座形式等(例)

- 1 講義形式
- 2 ゼミ形式  
(分科会等の対話形式)
- 3 事例研究

### 料金・期間等

- 1 講師料は一切不要です。
- 2 通年で申込を受け付けておりますが、保護観察所の体制等によっては対応できない場合もあります。  
御了承願います。

### ◆本講座に対する照会先◆

“社会を明るくする運動” 都道府県推進委員会  
(事務局：保護観察所（各都道府県庁所在地及び函館、旭川、釧路にあります）)

最寄りの保護観察所がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1 TEL:03-3580-4111 (内線 2615)





# 「保護観察官による更生保護出張講座」申込方法



《**ステップ1** まずは最寄りの保護観察所にお電話にてお問い合わせください。》

《**ステップ2** 対応が可能である旨の連絡を受けたら、下記にてお申し込みください。》

申込日： 月 日

(ふりがな)			
団体名等			
ご連絡先	〒		
	TEL:	FAX:	
希望日時等	平成	年	月 日 ( ) 時から
研修会名・会場等			
	受講者の属性:	参加予定人数:	
講座内容	<input type="checkbox"/> 更生保護全般について <input type="checkbox"/> 更生保護に携わる人々について <input type="checkbox"/> 更生保護ボランティアについて <input type="checkbox"/> 犯罪予防活動について <input type="checkbox"/> その他(詳細を記載願います。)		
	[ ]		
講師の希望	<input type="checkbox"/> 保護観察官 <input type="checkbox"/> 保護司 <input type="checkbox"/> 更生保護ボランティア(更生保護女性会員、BBS会員等) <input type="checkbox"/> その他(詳細を記載願います。)		
	[ ]		
講座形式	<input type="checkbox"/> 講義形式 <input type="checkbox"/> ゼミ形式(分科会等の対話形式) <input type="checkbox"/> 事例研究 <input type="checkbox"/> 視聴覚教材の活用 <input type="checkbox"/> その他(詳細を記載願います。)		
	[ ]		